

[原著論文：査読付]

## 公認会計士の民事責任に関する研究

### —中国における発展過程—

徐 陽\*

## A study about the civil liability of the certified public accountant —The development process in China—

Yang XU\*

### Abstract

In this study, I expose a focus to the inspection responsibility in the duties execution of the certified public accountant in a new capital market in China.

About the inspection responsibility of the certified public accountant, I examine in particular the changes from no object of the responsibility to pursuit of the responsibility.

**KEY WORDS** : ublic accountant, accountability, civilliability, window dressing.

### はじめに

公認会計士業界は証券市場経済の発展の産物である。社会経済の環境の変遷に伴い、公認会計士業務に対する新たな要請も増加している。そのため、公認会計士の監査目的も当初の過誤を調査、弊害の防止をすることから、貸借対照表の監査、財務報告の監査、さらに財務報告の信頼性へと深化・発展してきた。また、公認会計士の監査報告書の利用対象に関しても、業務の委任者から銀行等の債権者、投資家、さらに社会の一般大衆まで、広範囲に拡大してきた。そのため、大衆の公認会計士の法的責任に対する認識も絶えず変化し、進展してきた。

資本市場経済を導入して、わずか20年あまりの中国においても、上場会社等の大規模な会計不正等により、資本市場の秩序は著しく攪乱し、投資家に莫大な損害をもたらした。特に、1990年代後期、いくつかの典型的な会計不正事件が発覚してから、投資家が虚偽の財務諸表の提供者を訴える事件が発生した。それ

と同時に、公認会計士の監査責任が問われ、理論と実務に厳しい注目を浴びている。

本研究では、中国の新しい資本市場における公認会計士の業務執行における監査責任に焦点をあて、特に、公認会計士の業務執行における民事責任の形成に関して、責任の不問から、責任の追求、または負担すべき法的責任をいかに合理的に認識するか、などの問題について検討する。

公認会計士の監査業務は、被監査企業の財務報告を基礎とするため、被監査企業が提出した資料の真実性、正確性の度合は、監査報告の真実性と適法性に対して重大な影響を及ぼすことになる。したがって、本論文では、まず、諸外国における公認会計士の法的責任に対する認識の形成と発展、次いで、中国における公認会計士の法的責任に対する認識の変遷を検討し、公認会計士の民事責任の重大性を究明する。

## 1 世界の公認会計士の法的責任に関する認識の形成と発展

### 1-1 1960年代以前の第三者に対する責任の不明

公認会計士の業務は、19世紀末頃から始まったが、公認会計士に対してどのような法的責任を負担させるべきなのか、明確な規定がなかった。つまり1960年代以前における第三者に対する法的責任が問われなかった。イギリスにおいて、1887年のリスジサン建築投資会社の民事訴訟事件<sup>1)</sup>、19世紀末頃のキーストーン紡績工場などの事例をはじめ、公認会計士と契約を締結している当事者に対してのみ、責任を負担させるものであった<sup>2)</sup>。すなわち、当時、公認会計士は会社および株主との間に契約関係を締結しているため、会社および株主に対しては責任を負うが、債権者などの第三者に対しては法的責任を負わないというのが一般的な考え方であった。

### 1-2 1960～80年代の訴訟件数の増加

1960年代から80年代にかけて、公認会計士の第三者に対する法的責任の範囲が拡大し始め、会計業界は法的責任の暗黒時代に入った。この時期、公認会計士に対する訴訟は増えるばかりで、世界70カ国の公認会計士は、訴訟において莫大な損失を被り<sup>3)</sup>、世界的に危機に直面した。その中で最も甚だしかったのは、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどの国々だった。アメリカでは、1992年まで、6大会計士事務所の監査訴訟における支出は、監査収入の14.3%を占め、会計業界全体で30億ドルの損害賠償を請求される事態に陥った<sup>4)</sup>。1994年、カナダの公認会計士は1.3億カナダドルの損害賠償の請求和解に直面し<sup>5)</sup>、イギリスにおいても、6大会計士事務所が20億ポンドの損害賠償の請求をされ、法的責任における保険の支払額は、その年間収入の8%を占めた<sup>6)</sup>。

### 1-3 1990年代の拡大趨勢への抑制

訴訟の莫大な増加に伴って巨額の損害賠償を被った。会計士事務所は、責任リスクの高い企業の監査を忌避するようになった。経験のある公認会計士が大量に会計事務所から流出してしまう結果が生じた。特に厳しい法的責任規定は、資本市場および企業統治において、公認会計士に非常に不利な影響<sup>7)</sup>をもたらすものであった<sup>8)</sup>。それらを抑制するため、80年代後期から90年代の間に、各国において公認会計士の法的責任を無制限に拡大する趨勢を抑制する動向が出てきた。

例えば、1990年のイギリスのCaparo Industries PLC V. Dickkman事件<sup>9)</sup>の中、公認会計士の監査報告書の過失存否において、訴訟最高裁判所は無記名投票形式により過失を否定し、訴訟を棄却した。判決は、上場会社の公認会計士は特殊な状況を除いて、監査報告に基づいて株式を購入した外部投資家、または既存の投資家に対しては責任を負わないと説明した。また、Fidelity PLCの監査報告の目的は、株主全体が経営層に対する監督のニーズを満たすために行われ、個別の株主や第三者に対して責任を負うものではないと述べ、監査責任の範囲を可能な限り縮小して解釈した。

また、カナダにおいては、この変化の始まりは1997年であった。Hercules Management Ltd. V. Ernst & Young事件において、裁判所は公認会計士に対する過失に基づく損害賠償請求訴訟を棄却した。その理由として、原告の報告書利用に問題があり、原告は監査報告の既定の用途に基づくものではなかったということであった。裁判所は、Caparo事件<sup>10)</sup>の判決理由を引用して、監査報告が株主全体として、経営層の監督のために使うものであり、株主個人の投資意思決定の手段に使用されるものではないと判断し、公認会計士に対する過失に基づく損害賠償請求訴訟を棄却した。

判決の中で見られるこのような変化のほか、法規および研究においても公認会計士の法的責任を制限する方向に傾き始めた。株価が下落すると提訴するなどの、法的根拠のない訴訟事件を減少させるため、1995年、アメリカの議会において私的証券訴訟改革法案（Private Securities Litigation Reform Act of 1995）が成立した。この法律は訴訟手続の敷居を高くした。監査人の連帯損害賠償責任を削除し、独立して責任を追及することを要求し、公認会計士のために大きな保護を提供した。

### 1-4 21世紀におけるエンロン事件の発生

しかし、公認会計士の法的責任についての改革は、順風満帆には進まなかった。1998年から2001年にかけて、アメリカ証券取引委員会（SEC）が処分した公認会計士の関与による財務報告の再提出の件数の増加に対して、投資家は公認会計士がますます慎重性を欠いていると考えるようになった。これに対し、公認会計士はその原因を1995年の私的証券訴訟改革法案に転嫁した。五大会計士事務所の法律顧問であるPhillip Rotnerは、共同の連帯責任から、実際の責任による案分比例法<sup>11)</sup>で責任を負担する方法に転換することや、

更に厳格な訴訟基準を決めることなどのみでは、監査人の行為を変えることはできないとした。もちろん、監査人は株主集団訴訟に巻き込まれることは望んでいない<sup>12)</sup>。

エンロン事件<sup>13)</sup>の発生は、アメリカ国内において、私的証券訴訟改革法案を排除する提案にまで至った。公認会計士の法的責任の法案を通して、連帯損害賠償責任を回復させようとし、これは、公認会計士本人たちのみならず、すべての経済に関心を持つ人々の注目の的となった。

## 2 公認会計士の法的責任に関する中国の認識の変遷

1980年代は、国際的には公認会計士業界への訴訟が爆発的に増加した暗黒時代であったが、中国では30年間中断されていた公認会計士業務を新たに回復させていき、公認会計士訴訟の爆発的な増加は中国には起きなかった。中国国内の公認会計士事業は、比較的穏やかな発展の環境が与えられた。

### 2-1 公認会計士の責任不問の時期（1981～1991年）

1981年から1991年の10年間は、社会における公認会計士に対する法的紛争も生起せず、また、管理部門の過失行為に対する処罰もなかった。中国の公認会計士業界にとって穏やかな10年間であった。当時、統一的な公認会計士の業務執行基準や、職業倫理基準はなく、公認会計士業務の品質を評価する制度も存在していなかった。すべてが公認会計士の経験、および個人の良心に頼っていた。公認会計士の資格審査や職業技能もまちまちで、業務の品質がばらばらという状況下では、将来の法的訴訟への隠れたリスクを残していた。反面、当時の公認会計士の業務は、新しい事業として、画期的なものとして多くの期待をも得た。

中国の会計士事務所は、当初「事業単位」（日本の公益法人に相当）として決められ、政府機関の一部門として位置づけられていた。公認会計士が作成する監査報告書は、国の法規に規定された書類であり、主に政府の管理機関の各種の審査に必要するのみで、民間における経済活動に利用されることは少なかった。したがって、公認会計士の監査報告書を使用し、損失を被った場合であっても、当時の環境下では損害賠償訴訟を起こすというような考えも思いつかなかった。その理由としては、中国においては商品市場経済が始

まったばかりであり、それらの経済活動に対応する民事・経済に関する法律が極めて乏しかったため、公認会計士に対する規制および規範の法律も存在しなかったからである<sup>14)</sup>。

このうえ、当時の中国経済は、市場経済の導入期が高度な発展時期と重なり、経済繁栄の光景が将来発生し得るリスクを覆い隠していたという事情もある。地方政府の業績を測る一つの重要な基準として外資の導入であり、導入した企業の品質のレベルは、必ずしも人々の注目を集めていなかった。国民全体は、会社・企業を興すことに関して、すべての力を入れることで盛り上がっていた。「下海」（シャハイ）という言葉は、起業の海にでるということの意味であり、当時の流行語であった。しかも、当時は企業経営の失敗ということ自身あまり知られず、その言葉自体もまだ国民によく理解されてもいなかった。

株式制度が試行し始めたばかりの中国では、株式が最も珍重な投資資源であった。当時、株券を買いさえすれば、それは富を築くことをも意味していた。株式市場にはリスクがあり、慎重性が必要だという宣伝は、誰も気にしなかった。そのような環境では、リスクが存在しない以上、もはや損失は存在しないということになる。したがって、公認会計士の監査報告書には、法的責任が伴わず、それが多くの企業が国家の監督機関の検査をごまかし、順調に通過するのを助長し、中国経済の高速的な回転にさらに拍車をかけた側面がある。大衆は公認会計士を「経済警察」と称賛し、民衆のために奉仕し、民衆の利益を損害するようなことは絶対できないだろうと信頼し、彼らを起訴することなど絶対あり得ないことだと考えていた。したがって、当時の社会においては、公認会計士に対する法的紛争はほとんど存在しなかった。

### 2-2 公認会計士の行政責任追及の3大事件（1992年～1995年）

ところが、秩序が不整備の市場および無秩序的な公認会計士の業務執行は、隠れていたリスクを表面化させた。1992年から1993年にかけて、中国全土を震撼させた原野事件、長城事件、海南事件が相次いで表面化した3大事件<sup>15)</sup>がそれである。

原野事件<sup>16)</sup>には、公認会計士が提出した「公証書」、「監査報告書」、「資産査定報告書」には、原野会社の発起人更改、国有株の優先株への転換、増資と株式数の増加、および帳簿の改竄による株価の値上げなど、正常さを逸脱した行為が多数あり、国家と株主（株

民)の財産をも侵食するものであった。

長城事件<sup>17)</sup>には、公認会計士が提出した資産査定報告書が、投資家を継続的に騙すこととなり、国家金融管理機関に背反することを助長したことである。当該会計士事務所は、設立から強制廃止されるまでの間に、2,725件の監査業務等を行っているが、後の調査により、その大半に虚偽証明などの違法問題が存在していることがわかった。この事件においても、担当の公認会計士は、当該会社からの依頼を受けてから、わずか4時間という早さで監査を済ませており、財務諸表上の偽造にも触れていなかった。さらに、監査報酬、その他の経費として、適正価格の十数倍の法外な報酬を得ていたことも判明した。

海南事件<sup>18)</sup>には、公認会計士が資産査定の資料に問題があることを知りながら、虚偽の報告書を提出した<sup>19)</sup>ことである。これにより、会社の年度監査を順調に通すことを手助けする金融詐欺を行うことができた。

これら三大事件の発生は、大衆の公認会計士に対する信頼を揺るがし始め、公認会計士の法的責任に対する注目を集めた。大衆は、公認会計士が個別の顧客のためではなく、大衆のために奉仕すべきであると考えられるようになった。それぞれ事件に関連した公認会計士および会計士事務所は、刑事または行政処罰を受けた<sup>20) 21) 22)</sup>。これを機に、1993年、中国政府は以下のような法規を公布し、証券市場の法規システムを次第に体系化させていった。

すなわち、中国の国务院(日本の内閣に相当する)が「株式発行及び取引管理にかかる暫定条例」(原文は《股票发行与交易管理暂行条例》)、「証券詐欺行為の禁止における暫定規則」(原文は《禁止证券欺诈行为暂行办法》)、「株式上場発行における会社情報開示の実施細則」(原文は《公开发行股票公司信息披露实施细则》)などの証券取引規則を公布し、中国財政部が「株式制度の試験的な企業会計制度」(原文は《股票制试点企业会计制度》)、「企業会計基準」(原文は《企业会计准则》)などの法規を公布した。

これらの法規により、中国公認会計士業界は、初めて公認会計士の業務を整備することとなり、公認会計士に対する法的責任に関する認識を呼び覚ませた。この間に、会社法(計280条)および公認会計士法(計42条)が施行され、公認会計士の法的責任に対する明確な規定が定められ始めた。しかし、これらの規定は、原則的な規定であり、実務上の処理に必要な細則が欠けていた。しかも、公認会計士と利害関係者に最も影響が大きい民事責任に対する規定を設けられ

ていない。

当時、公認会計士の法的責任に対する認識は、多くが理論的な研究段階にあり、実務的には上記の3つの事例を除き、典型的に影響のある事例は少なかった。特に、民事訴訟の面においての規定は、白紙の状態であった。さらに、この3つの事例の処罰に対しても徹底的ではなかった。例えば、原野事件における深圳経済特別区会計士事務所のように、地方の財政局の傘下にあったが、それに係る所得は国家により没収された。そのことは国家財産が単に移転したことにしか過ぎない。汚職の公認会計士は、資格を剥奪されたが、すぐに転業することができた。事例に関連する会計士事務所は、営業停止処分をされても、名前を変えて再開することが可能であり、過失のあった当事者は、経済的利益に大きな影響を受けることもなかった。一般投資家が損失を受けても、責任者の損害賠償はなく、それを請求する方法もなかった。

### 2-3 公認会計士の民事責任の開始(1996年～)

1996年1月1日、「中国公認会計士独立監査基準」が公布され、その時点から公認会計士が統一的な業務基準を整え始め、社会一般大衆が公認会計士業務の品質を判断する基準を有するようになった。それに加え、同年4月4日、最高人民法院は、四川徳陽法院の四川徳陽市東方貿易会社と山西太原市南郊化学工場との債務紛争事件(徳陽事件と呼ばれる)<sup>23)</sup>に関連する四川徳陽会計士事務所の問題に対する質問の回答文書(法文書56号)<sup>24)</sup>において、公認会計士が誰に対して責任を負うべきか、どのように責任を負うべきなのかが、初めて明示された。この回答文書は、徳陽事件に対する決定であり、この事件が公認会計士の民事責任を負担するための、具体的な操作の手引きを提供した。

中国は判例法の国でないため、徳陽事件は単なる一つの事件に終わり、その中から一般の適用原則を引き出すことはできなかった。しかし、最高人民法院の法文書56号は、公認会計士法の第42条の基本精神を具体事例の中に反映したものであった。徳陽事件および法文書56号は、多くの債務紛争の提訴および判決に手本とされた。

そこから、中国における公認会計士の民事責任の序幕が開かれたといえる。その後、長年にわたり蓄積されていたリスクが爆発することとなった。経済的な債務の紛争事件が現れる度に、原告が被告の設立時の資産査定報告書を再調査し、資産査定報告書に問題が存在すれば、公認会計士を被告側に加えることとなった。

資産査定報告書の役割は限界があるものの、委託企業が株主に提示する出資証明となるものであり、国家関連部門（例えば商工行政管理部門）のために使用されるものであった。しかし、取引関係者が経済活動を行うときに、その資産査定監査報告書を使用することはなかった。または、過去のある時点の資産状況をもって、債権者の現在の財産状況を判断することは参考程度に留まるにも関わらず、公認会計士はその債務紛争事件の被告側に同列にされた。その後2年に渡り、公認会計士の資産査定の監査業務に対し、民事損害賠償責任を負担させる行政訴訟の波が押し寄せた。これは、長期間厳しい嵐を経験していなかった公認会計士にとっては、大きなショックであった。

最高人民法院の法返答〔1996〕第3号<sup>25)</sup>文書と、法解釈〔1997〕第15号文書は、金融機関の不実な資産査定監査報告書における責任の負担、被資産査定企業が一定の債権者の損失責任負担問題に対する解釈を示し、これらの業務を解決するための原則をさらに明確化した。それにもかかわらず、資産査定監査の訴訟は増える一方で、公認会計士協会に対するより大きな期待を集めた。

1998年3月、中国公認会計士協会は、会計業界および法律業界の専門家の参加のもと、「中国公認会計士法的責任研究討論会」を開き、当時表面化している資産査定監査の訴訟事件に対して、1994年の「中国公認会計士法」が施行される以前の資産査定監査業務については、公認会計士の民事責任を免除することなど、民事責任に関して深く広く討論を行い、最高人民法院との意志疎通を図った。しかし、それは公認会計士の期待通りには展開されなかった。

1998年6月に、最高人民法院の法解釈〔1998〕第13号<sup>26)</sup>が公布され、民法通則<sup>27)</sup>の第106条第2項を援用して、1994年以前の資産査定監査業務に関しても、民事責任を負うことが明確に定められた。1999年12月、最高人民法院刊行物である「経済審判の指導および参考」において、これまで公布した法文書について、その背景および注意事項に対する解釈を行った。これにより、公認会計士による資産査定の監査業務の民事責任に対する一連の詳細な運用規定が形成することとなった。そのため、公認会計士は訴訟事件により深く関わることとなった。

#### 2-4 公認会計士への訴訟の続発（2002年～）

これまで述べてきた資産査定の訴訟事件においては、公認会計士に限られた利害関係人のみを対象とし、ま

た損害賠償も限定された金額を負担する状況であった。証券市場においては、多数の利害関係者が存在するため、損害賠償による災難性の問題は、常時に潜在する可能性がある。1992年に発生した原野会社事件も、証券市場における虚偽の会計情報に関わる問題であった。

しかし、当時の証券法規の不健全さ、会計士事務所がまだ独立していない状況においては、これまで関与してきた会計士事務所と公認会計士は、最終的に行政処罰を受けただけで、法律訴訟の手続きまでには至らなかった。会計士事務所の「脱鉤改制」<sup>28)</sup>（政府から独立する）という過程を経て、公認会計士のリスク意識、および法的責任に対する意識はさらに強められ、独立責任能力も高められた。同時に、中国証券市場の管理メカニズムの改善が進み、中国証券監督管理委員会などの有価証券の管理当局により、多くの証券市場の規定違反事件における処罰が公表された。それらにより、事件に関わる会社、および虚偽の監査報告書を提出した会計士事務所に対して、処罰を決定した。その中には、1998年以降の瓊民源事件<sup>29)</sup>、紅光実業事件<sup>30)</sup>、銀広夏事件<sup>31)</sup>（三大事件）などの大きな影響を及ぼす虚偽記載の事件が含まれている。この三大事件の発生により、全国の証券訴訟は再び公認会計士を被告の席に引き摺り下ろした時期もあった。

会計士事務所と公認会計士の違法行為は、一般投資家の目にもさらされ、証券市場の仲介サービス機関に対する信用墜落と民事損害賠償責任制度の検討を引き起こした。そのため、損失を出した投資家が、激情に駆られて法律という武器を掲げて、証券民事訴訟の険しい道に歩いていく様相を呈した。

1996年、渤海集団会社が開示した土地の評価資料と当会計年度の中間報告書に対して、証券監督管理委員会は、虚偽記載および誤解を生じさせる可能性があるような情報記載であると認定し、監査報告と資産査定監査報告書の作成に関わった二つの事務所に対して、処罰を課した。また、1996年末、安徽省において、ある株主が山東省済南市にある地方人民法院に民事訴訟を提起した。これは、中国証券市場において権利侵害による民事損害賠償請求の第1号となった。この事件は、被告の虚偽記載に対して十分な証明・証拠がないこと、誤解を生じさせるような記載がないこと、原告の株式取引による損失との間に必然的な因果関係が存在しないことなどにより、棄却された。二年後、再び株主が紅光会社、嘉宝実業会社など虚偽記載の会社に対して起訴した。しかし、当時の法律条件が成熟し

ていなかったため、すべての請求が却下された<sup>32)</sup>。

2001年9月、投資家の不満を鎮めるため、最高人民法院は、「当面の証券民事の責任制度が軽度であることおよび司法職員の質の限界があることなどから、裁判所は証券事件を審理する条件を十分に具備していない」という理由で、証券の民事訴訟事件を受理しないことを決定した<sup>33)</sup>。ところが、投資家は上場会社の粉飾を迫及する努力をし続けたが、初期に発生したこれらの証券訴訟事件においては、会計士事務所自体は被告とはならなかった。

2002年1月15日、最高人民法院が「最高人民法院の証券市場における虚偽記載により起きた権利侵害の民事紛争事件を受理する関連問題に関する通知」（以下、「1・15通達」と略称する）<sup>34)</sup>を公布した。これにより、証券民事訴訟事件を受理する要件が整い始めた。「1・15通達」により、多くの制約が存在するものの、証券の民事訴訟の門が開かれた。これにより、2002年11月、嘉宝実業会社事件が和解により訴えを退けたし、紅光会社事件も和解をもって終結し、株主は一定の損害賠償を得た。同年5月、銀広夏会社事件が処罰された後、銀広夏会社と深?中天勤会計士事務所を相手どり、1300人以上の株主が集団訴訟を起こした。

2003年1月9日、最高人民法院が「最高人民法院の証券市場における虚偽記載による民事損害賠償事件の審理に関する規定」（以下、「1・9規定」と略称する）<sup>35)</sup>を公布し、2月1日から施行した。この規定は、主に訴訟参加者の確定、損害結果と権利侵害行為、因果関係の認定、損害賠償の範囲、および損失の計算方法などについて規定している。これは、証券の権利侵害による民事訴訟事件を受理する法的体系の構築を意味する。この規定は、被告の範囲を虚偽記載の上場会社、仲介サービス機関の法人および自然人まで拡大することを規定している。ここで予見できるのは、証券監督管理の厳しさ、投資家権利保護意識の高まり、法律体系の改善の状況において、公認会計士の主な業務執行の範囲、上場会社の監査に対して新しい訴訟の波が生起するであろうことである。中国の公認会計士にとっては、証券の虚偽記載における法的責任問題を理解することが急務となり、それにより、公認会計士自身の適法な権利を保護することができる。

### 3 公認会計士の法的責任に関する認識変化の要因分析

諸外国に比べ、中国公認会計士の法的責任に対する

認識は遅れているが、次第にその深化の過程は進展している。また、諸外国との違いは、訴訟内容すなわち資産査定業務と監査業務において、訴訟の「波」を形成したことである。それを生じさせた要因を探究すると、幾多の類似するところがある。中国の専門家達<sup>36)</sup>は、その異同点を社会、経済、技術、リスク、法律と倫理の6つの側面にあるとしている。すなわち、①監査に対する期待との格差の存在が、公認会計士の法的責任を喚起させた社会的な要因である。②監査機関の経済的圧力が、公認会計士の法的責任を生じさせた経済的な要因である。③内部統制における監査の限界性が、公認会計士の法的責任を生じさせた技術的な要因である。④監査リスクの増加が、公認会計士の法的責任を生じさせたリスクの要因である。⑤一般大衆の自己保護の意識および裁判所の判例が、公認会計士の法的責任を生じさせた法的な要因である。⑥一部の監査人による業務の質の低下が、公認会計士の法的責任を生じさせた倫理的な要因である。筆者は、これらの要因の分類に関しては賛同するが、中国における公認会計士の法的責任に関して、以下の補充をしたい。

第1、公認会計士の経済活動における役割の増加による法的責任の拡大。

中国は、改革開放の時期において、中外合資企業、中外合作企業、外商独資企業という三資企業の出現によって、監査に対する需要が生まれ、中国の公認会計士業界の回復を促した。改革開放の深化に伴って、会社設立の気運が高まり、企業の登記された資本金の査定、外国貨幣の検査、工商当局による検査などの業務が次第に拡大し、公認会計士の法定業務の範囲も拡大した。

また、証券市場の発展に伴い、公認会計士は更なる法定監査業務を積極的に担当するようになった。これらの法定業務の範囲拡大に伴って、公認会計士は社会経済活動における役割が次第に増大し、社会的職能を担うようになった。社会的な資源配分における財務情報の役割の増大に伴い、公認会計士の業務品質が、ますます社会の利益に影響を及ぼす重要な要因となった。公認会計士のサービス対象は、政府関連の部門から社会一般大衆まで発展していった。公認会計士は法的に監査業務の独占権を得て、そこから継続的に利益を得る反面、法的責任をも同時に負うことになる。

第2、監査に対する期待の格差の増大による公認会計士の法的責任と訴訟リスクの増大。

公認会計士の経済活動における役割の増加は、同時に大衆がその業務執行の役割に対する期待の増加を反

映することになる。一般大衆は、資産査定や監査などの業務を法律によって公認会計士に授権した業務である以上、公認会計士が監査した情報の正確性を確保するのは当然と考え、保証能力に過度の期待をかけたしまった。また大衆は、登記された資本金が監査を経ていれば、企業に資金の保持力があると考え、財政状態の変動、資本金が侵食されるとは考えてもいなかった。

このように、大衆は、公認会計士の監査を経た財務情報は絶対的に真実であると考えていた。しかし、財務諸表の性格自身「企業の財務諸表は、単に取引の帳簿記録を基礎とするばかりでなく、実務上習慣として発達した会計手続を選択適用し、経営者の個人的判断に基づいてこれを作成するものであって、いわば記録と慣習と判断の総合的表現にはかならない。財務諸表が単なる事実の客観的表示ではなく、むしろ多分に主観的判断と慣習的方法の所産であることは、近代的企業会計の著しい特徴である。」(昭和24年監査基準の前文)と喝破しているように、会計情報は絶対的真実ではなく、相対的真実であることを考慮していない。

このうえ、経済現象の複雑性ととも、監査技術の限界性などにより、公認会計士は監査した情報の信頼性を高めることはできても、真実性を百パーセント保証することはできない。それにもかかわらず、大衆は公認会計士に過度の期待をかけ、損失を被ったときおのずと公認会計士を訴えるようになる。このような期待における格差の増大が、国際的な公認会計士の法的責任の増加の普遍的な要因の一つとなっている。これが1997年、パリで開催された国際公認会計士大会の議論の主題となった。

第3、社会的な信頼の欠落、会社粉飾の蔓延などに伴う公認会計士の虚偽報告による法的責任の拡大。

社会的な信頼は、市場経済が公正に運行されるための基礎であるが、中国においては市場における劣悪な偽造が蔓延していたため、社会的信用が欠落していた状態にあった。80年代末から90年代初期における中国では、会社設立のブームが出現し、経済力があるか否かに関わらず、多くの者が起業する現象が起きた。当時、会社設立の出資金に対する要件は法規しておらず、資金のない企業または個人は、金融機関等と共謀して、虚偽の資金証明または偽証憑、見せ金など、不当・違法な手段をもって会社設立の資格を取得していた。

また、会社設立の要件の一部に、公認会計士による資産査定監査報告書があった。当時、公認会計士の業務執行には科学的な基準がなく、国家の企業に対する

監督管理も法規しておらず、さらに、会計士事務所は政府部門に所属していたことに加え、地方政府当局からの地域ために設立の圧力をかけられたことに対して、防御することができなかった。これらの要因により、公認会計士は意図的でなく虚偽の資産査定監査報告を作成していた。その結果、市場経済の激変に適用ができなくなって失敗した企業は、大波にさらわれる砂のごとく、市場の経済紛争に巻き込まれ、公認会計士も同じ運命をたどることになった。

その後、中国においては、社会における各業種の企業に対する整理が進み、会計士事務所も政府部門から分離され、独立的な経営を実現するようになった。しかし、会社設立において、無謀な虚偽の出資による粉飾資金さえあれば、会社設立が可能であった。その結果、虚偽の出資などによって、公認会計士は資産査定の監査の訴訟に巻き込まれることが避けられない状態にあった。

証券市場においても類似の現象が存在していた。政府行政の審査制度において、発行可能株式総数が限られていたため、一部の地方政府は、証券市場に上場すること自体が、企業の貧困問題を解決する良い方策としていた。そのため、地方政府が上場を促る下で、一部の不適合な企業でさえも、粉飾して上場資格を得ることが可能であった。一旦上場して、市場から大量の資金を調達し、予期収益を実現できない場合でも、グループ企業と関連企業の取引を通して虚偽の利益を計上し、上場資格を保つことを求め、巨大な利益を保つ動機が生まれた。これが、多年に渡り、上場会社の違法事件を食い止められない原因でもある。このような上場会社が監査委託を行う目的は、行政検査または株主を騙し通すため、これらの現象による上場会社の粉飾を止めなければ、公認会計士が粉飾会社の監査を行った結果、証券訴訟に巻き込まれる可能性が存在していたことを証明している。

第4、利益の要因による公認会計士監査品質の低下のため、法的責任の増大。

中国の政府関連部門は、長年、会計士事務所を行政事業の一環としての性質と決めていた。そのため、営利性の特徴を否認し、報酬についても多くの制限を設けていた。政府部門への依存から独立した会計士事務所が、独立採算制となり、自主的に経営して利益を獲得することは、その生存と発展が源動力となる。

上場会社の監査においては、上場会社が国有であり、実態の所有者の不在のため、監査契約先は管理当局が支配していた。会計士事務所としては、継続的な収入

を保持するため、被監査企業の特異な要求をもやむなく屈服せざるを得なかった。また、会計士事務所の経費には、公認会計士の監査業務の増加、業務技能の訓練および上達、法的責任の負担などにおいて、事務所のコストは増加する反面、限られた収入内で、増加するコストを補えないため、リスクを冒しても一部の監査手続を省略せざるを得なかった。それによって、業務品質の低下を引き起こし、法的責任のリスクを増加させることとなった。

#### 第5. 行政政策による公認会計士の法的責任の変化。

公認会計士の法的責任の司法実務において、政策的考慮 (policy consideration) は重要な要素となる。それは政治および法律上の運用を推進するための手段として必要となる。これにより、異なる利害関係者の利害調整を図ることが可能となるからである。政策的考慮の訴訟側面として、訴訟の奨励、規制、均衡を保持することの三つが考えられる。訴訟の奨励は、多くの投資家および政府監督のコストを下げることになるが、公認会計士のコストは増加することとなる。しかし、訴訟の奨励は、後述するように総合的な社会的訴訟コストの増加を招くとともに、公認会計士の慎重性による情報供給の減少などの結果が生じる可能性がある。訴訟の規制は逆効果となるとともに、法律は可能な限り小さい社会的費用で損害責任の分担を実現することを旨とするため、社会的総費用の変動傾向は確定しにくいものとなる。

「政策的考慮」に関しては、中国のみならず諸外国においても見受けられる。1960～80年代の諸外国における公認会計士の法的責任の範囲は拡大傾向がそれである。当時、権利侵害法に基づいて、損失を多く引受けうる可能性のある当事者に対してはより多く分配することを奨励していた。その政策的考慮としては、以下の三つが含まれる。①公認会計士はさらなる慎重な業務執行を行うことを促す。②瑕疵の監査報告を信頼した善意の第三者に対しては保証を与える。③さらに効率的にリスクを分担する。しかし、現実には、この政策的考慮による期待の多くは実現できなかった。責任範囲の拡大は、公認会計士にとって予期できないリスクを招くこととなった。その結果として、公認会計士は、より慎重な業務執行を行うというよりは、高いリスク領域の業務から離反することとなった。その結果、公認会計士による情報供給の不足を招いた。

この他、訴訟の増加は、裁判所の管理体制に対して深刻な影響を及ぼした。訴訟の増加により、多くの社会的資源を訴訟事件等に投入せざる得なくなり、社会

的費用の増加を招くこととなった。それらの状況に対応するため、法律は公認会計士の法的責任を制限することに移行し始め、90年代から国際的な潮流としては公認会計士の法的範囲を縮小する傾向にある。つまり、「不注意による過失または失敗、詐欺行為のもとで行われた横領または文章偽造の発見を怠った場合に過失責任が認められれば、会計士は、不確定の期間中、不確定の人に不確定の金額を支払う責任にさらされることになる。」<sup>37)</sup>。公認会計士の責任を拡大する傾向にブレーキがかかり始めた。

一方、1980年代初期の中国においては、公認会計士の職種は新鮮なものであり、経済発展に伴い、公認会計士業界の支持が必要となり、それに応じて、この業種が台頭してきた。しかし、会計士事務所自身は民間企業として独立していなかったため、法律的には国家行政の一機関としてその利益を保護する傾向があった。しかも、会計士事務所に対しては法的責任を追究する規定がなかった。

1990年代に入ると、経済秩序の再編が主な政策的考慮の主因となり、公認会計士の資産査定において、その法的責任を強化することを通して、資産査定の品質を向上し、無資本金会社・幽霊会社の減少を促し、経済秩序を取り込んで保護することができるようにした。証券民事訴訟に対しては、「当面受理しない」から「条件付で受理する」に至り、さらに「規制を解禁する」までに発展し、また、証拠責任に関しては「証明責任は被告に有利」から「原告に有利」へと転換した。これらの変化は、すべての法律が投資家の利益を保護する立場へという価値指向の変化を示している。その中、「当面受理しない」という案件が、法律による国有企業の制度改正、かつ、困難な状況から抜け出す環境にある上場会社に対しては、企業の利益保護の傾向に考慮を示し、「条件付で受理する」こととなった。

また、民事訴訟事件に関して、「規制を解禁する」というのは、上場会社の違法・詐欺が何度禁止しても改善されない上場会社に対して、証券監督管理当局が業績不良の企業を、従来の保護する立場から特別処理、ひいては証券市場から追放することによって、中小投資家の利益保護を考慮する経済環境<sup>38)</sup>へと転換した。その結果として、公認会計士は法的責任負担の増加を免れることはできなくなった。

#### おわりに

本研究は中国における公認会計士の発展とその法的



責任に対する認識の変遷を中心に述べた。その法的責任に対する認識の変遷は次の4段階に分けて検討した。すなわち、第1段階は1981年から1991年の10年間で、公認会計士の監査報告書には法的責任が伴わず、大衆は公認会計士が経済警察だと称賛し、信頼し、社会においては、公認会計士に対する法的紛争はほとんど存在しなかった時期である。第2段階の1992年から1995年において、全国を震撼させた事件である。すなわち、原野会社事件、長城会社事件、海南新華会社事件が相次ぎ現われ、それぞれの事件に関連した公認会計士および会計士事務所が刑事または行政処罰を受け、大衆は公認会計士の法的責任に対して重大な注意を払うようになった時期である。第3段階は1996年の徳陽資産査定訴訟事件を端緒として、公認会計士が民事責任を負担する糸口となった時期である。すなわち、1998年以降の瓊民源事件、紅光実業事件、銀広夏事件の三大事件は、中国の証券市場に大きな影響を与え、各地の株主が上場会社と公認会計士に対する民事訴訟を引き起こした。紅光実業事件の11名の株主の訴訟は4年に渡って続いた。第4段階は2002年から、民事責任が会計業界、法曹界に重大な影響を及ぼし、最高人民法院が多くの司法解釈を公布し、民事訴訟事件を解決しようとして現今に至っている。

第4段階の三つの事件の共通の特徴は、違法な行為者が公認会計士に提出した資産検査報告書などの文書を使って、投資家を騙し、財産を自己のものとしたことである。これにより、大衆の公認会計士の法律責任に対する認識は一変し、経済警察である公認会計士の信頼は喪失した。しかし、公認会計士に対する民事責任問題はまだ理論的には研究途上にある。すなわち、証券市場の問題に対して國務院は、証券詐欺行為の禁止規定、企業会計準則、会社法、公認会計士法などの法規を執行し、証券市場の法体制を整備しようとしている。

次に、これらの公認会計士の法的責任に対する認識の変化の4段階を踏まえて、それらに影響する要因を分析した。すなわち、公認会計士の法的責任の形成に対しては社会、経済、技術、リスク、法律および道徳など6つの側面の要因があるとされるが、その他に、筆者は、追加すべき要因が存在することを探索する。例えば、公認会計士の法定業務の範囲拡大に伴い、法的責任の拡大、監査に対する期待の格差の増大、法律訴訟リスクの増加、社会信頼の欠缺、企業不正の広がりなどが、公認会計士が虚偽の監査報告を提出して、訴訟の波にさらされる重要な要因となっていることで

ある。

なお、本稿では中国公認会計士制度における法的責任に対する認識の形成と発展について論じたが、これに関連する問題として、中国における公認会計士の民事責任の性質と構成要件および過失責任、業務執行における民事損害賠償責任の負担問題すなわち業務上の過失認定、これに対応する過失認定阻却事由となる抗弁等の問題があるが、これらの課題については今後探求していくつもりである。

Received date 2010年12月2日

Accepted date 2011年1月31日

#### 【注】

- 1) この事件においては、公認会計士が資産の実在性の検査責任を履行しなかったため、裁判官に過失による損害賠償責任を負わされたことから、これを契機として世界的に公認会計士が法的責任を負う前例が作り出された。
- 2) 1931年のアルトラマーレス社対トゥシュ社 (Ultramares Corp. v. Touche) 事件の中にも、判事Cardozoは監査人の義務を第三者にまで拡張したとしたらどうのようになるかについて説明したのがある。
- 3) David Sands, Accountants Around the Globe, See Rise in Professional Liability Suits, WASH. TIMES, Oct. 20, 1992, at C3.
- 4) Mednick and Peck, Proportionality, a Much Needed Solution to Accountants Legal Liability Crisis, Arthur Andersen & Co, 1993. Arthur Andersen & Co. et al, The liability crisis in the United States: Impact on the Accounting Profession, A Statement of Position, August 6, 1992.
- 5) Gundi Jeffrey, Accountants Want Relief from Legal Nightmare, FIN. POST, Apr. 29, 1994, p.12.
- 6) Christopher Napier, Intersections of Law Accountancy: Unlimited Auditor Liability in the United Kingdom, 23 ACCT., ORG. & SOC' Y. 105, 106(1998).
- 7) ここでの不利な影響とは、①特に集団株主からの企業の内部統制における監督のモチベーションを低下させることになる、②公認会計士に顧客の選択を行うことを強い、監査難易度の高い顧客を断

るような状況が避けられなくなり、一部の優秀な会社に監査を受けられなくなる可能性が出てくる、③公認会計士に対する罰則を通して業務に尽くさせる役割が低くなる、④公認会計士の監査への努力が、自己守備の側面に変わる、などの問題点を意味している。

- 8) Moderating auditor Liability, Internal Auditor, Aug. 98, Vol. 55 Issue 4, p. 12. 国際公認会計士連合法的責任研究グループは、1997年からイギリスの独立コンサルティング会社である London Economics (LE) に、無限責任の監査業務および世界証券市場に対する影響の研究を委託し、その研究結果である。LEは、この種類の問題に対して職業賠償保険の機能は少ないが、賠償金の増加によって、訴訟を増やす逆機能さえもたらす可能性があるとしている。したがって、法的責任を軽減するため、現行の共同連帯責任（被告は全ての損失を負う必要）から比例責任に転換すべきであり、さらに法的責任に対して上限を設定すべきであるという主張がされている。
- 9) この事件は、Touche Ross会計事務所が監査した Fidelity PLC会社の1984年の財務報告書に、300万ポンドの利益が示されていたが、実際には当該会社は欠損会社であった。Caparo Industriesは実情を知らずに、監査された財務諸表に基づいて Fidelity PLC会社を買収した。その後、Caparoは監査報告作成に過失が存在していると指摘し、訴訟を提起した。
- 10) イギリスにおける1990年のCaparo Industries PLC V. Dickkman事件である。この事件において、最高裁判所の判決は、上場会社の公認会計士は特殊な状況を除いて、監査報告に基づいて株式を購入した外部投資家、または既存の投資家に対しては責任を負わないと説明した。また、Fidelity PLCの監査報告の目的は、株主全体が経営層に対する監督のニーズを満たすために行われ、個別の株主や第三者に対して責任を負うものではないと述べ、監査責任の範囲を可能な限り縮小して解釈した。
- 11) 案分比例法による責任とは、1995年12月にアメリカ国会では大統領クリントンの反対を無視に「私有証券訴訟改革の法令」(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)を採択した。この法案は原告の虚偽な会計情報に対して提訴を行うおうとする時、経済的賠償能力ある方が責任を負う判例原則いわゆる「深い袋の理論」の濫用を防止するための趣旨で作られたものである。その中では、被告の過失程度に応じて案分賠償責任を負うことが規定された。これは以前の連帯責任に取って代わることである。その理由は連帯責任の場合に、いかなる被告にも強制的に全部損失を賠償させられる可能性があるからである。(李若山, 1999)
- 12) Sclafane, Susanne, D&O, Auditor Liability To Increase. National Underwriter / Property & Casualty Risk & Benefits, 2/25/2002, Vol.106 Issue 8, p15.
- 13) エンロン事件とは、アメリカの大手総合エネルギーとITビジネス企業であるエンロン(Enron Corporation)は、2000年度、全米売上げ第7位、2001年10月、巨額の不正経理・不正取引の発覚で、12月に破綻した。破綻時の負債総額は少なくとも160億ドルを超えと言われ、2002年7月のワールドコム破綻まではアメリカ史上最大の企業破綻の事件でした。
- 14) 当時の《中華人民共和国注册会计师条例》においては、公認会計士民事責任の規定を設けていないため、責任を追求する必要がある場合には、《中華人民共和国民法通則》に基づいて行うしかなかった。
- 15) 中国注册会计师協会『中国注册会计师法律責任—案例与研究』遼寧人民出版社。299頁。
- 16) 原野会社事件とは、1992年8月に発見された深圳原野実業会社が起こした事件である。この事件は、わずか2年間のうちに資本金150万元から9000万元までに大躍進した。当該会社の神話の裏で、3つの公認会計士事務所、すなわち深圳経済特別区会計士事務所、公信監査事務所、および宝安会計士事務所による不正な資産査定、虚偽記載、さらにはその助言が行われ、一般投資家に損害を与えたものである。
- 17) 長城事件（全称は北京長城電機科技産業会社事件）とは、1993年3月に総裁の沈太福氏が5000万元の負債に対処するために、所有していた省エネ電機の特許権を分割して売却する「融資方法」により、年利率24%もの高金利で市場から10億元の資金を調達したことをきっかけとした事件である。当時、中国における国債の金利が9%だったが、なぜ、これだけ高金利な資金調達が可能だったのか。その理由は、当時の中国には、法定金

- 利が明白に定められていなかったこと、そして、会社の資金調達には、その財務状況が正常である証明が必要とされること、その証明を出したのが中誠会計士事務所であった。
- 18) 海南事件（全称は海南長城国際投資グループ事件）とは、当該会社が設立申請時に1000万ドルを登記資本としていたにもかかわらず、実はそれが銀行残高証明書のわずか1000ドルを改ざんしていたことが1994年に発覚した金融詐欺事件である。
- 19) 海南事件の当時の中国法律によると、会社の設立後に出資金の払い込みが認められていた。しかし、当該会社による出資金の払い込みは、設立後もないままだった。その後、海南工商管理局が中国外資系企業管理法規に基づき、外資系企業が年度出資金払込の監査を受けなければ、免許を取り消す旨の声明を発表した。これにより、当該会社は改ざんをする必要に迫られたのである。この改ざんに関わっていたのが、海南新華会計事務所の公認会計士である王氏である。王氏は、出資金払込の監査報酬を受け取るために、それが改ざんであると知りながら、それを認可した。
- 20) 原野会社の不正が発覚後、深圳市財政局、深圳公認会計士協会、および中国公認会計士協会、財政部会計事務管理部門、さらに広東省財政庁と深圳財政局の関係者による慎重な検査が行われた。その結果、財政部が「深圳経済特別区会計士事務所の重大な過失に対する厳粛処分に関する通告」を公布し、広東省財政庁が処分決定を下した。処分内容は、深圳経済特別区会計士事務所の財産の凍結、さらに、当該事務所の所長、およびその他の二名の公認会計士証書の剥奪である。また、宝安会計士事務所とその他の一名の公認会計士が公認会計士資格を剥奪されており、さらに関連責任のある関係者に対する検査と責任の追及が行われた。
- 21) 北京長城事件の不正の発覚後、関係官庁が当該事務所に対して、廃業を宣告した。さらに、担当の公認会計士の資格を剥奪、監査報酬は、当該会社に返却後、投資家に返還するよう求められた。違法行為に関連した関係者には、刑事責任が適用され、当該会社は解体された。沈太福氏は別件逮捕ではあるものの、死刑判決を受けている。
- 22) 海南事件の不正の発覚後、海南省財政税務庁は、中国公認会計士協会の承認後、当該事務所に対して、廃業を宣告。当該会計事務所の財産は没収され、国庫に上納された。さらに、王氏の会計士資格が剥奪されている。
- 23) 徳陽資産検査事件は、1996年四川省徳陽市の会計士事務所が当市にある東方貿易会社に資産検査監査報告書を提出し、報告書の中に担保の承諾をした事件である。実際、この会社の資本金は虚偽であった。事件後、会社は経営上の債務紛争が起これ、債権者は会社と会計士事務所を一度に訴えた。裁判所は、公認会計士の承諾に基づき監査報告書に記載した資本金の一部に対して損害賠償金を負担することを命じた。この事件は、会計士事務所が業務執行において、第三者に対する損害賠償責任を負担した初めての事例である。それから2年後、中国の各地で会計士事務所の資産検査に対する訴訟事件が300以上に上り、訴訟のピークとなった。この事件の影響の下で、公認会計士協会は、資産検査監査報告の公告と業務執行規範の指針を改定した。これは同時に、公認会計士が民事責任を負担することの始まりであった。
- 24) 中国語の全称は、法文書〔1996〕第56号『最高人民法院の会計士事務所が出した虚偽の資産査定証明に関する処理法の返答』である。徳陽事件の資産査定監査報告には不実があれば、会計士事務所は責任を負うという約束のことから、法文書56号は当該会計士事務所に連帯責任を負わせるべきとだと返答とした。
- 25) 1996年3月27日、最高人民法院は公布したものである。即ち、法返答〔1996〕第3号『金融機構が行政機関の会社設立のために不実な資産査定報告を許可したことにより負担すべき責任に関する回答』である。
- 26) 1998年の法解釈〔1998〕第13号は、1994年1月1日に施行される公認会計士法以前の虚偽名資産査定報告に対して民事責任を負担するか否か、会計士事務所が債権者に対して民事責任の負担、負担する順序について解釈している。
- 27) 中華人民共和國民法通則（1986年4月12日第6期全国人民代表大会第4回会議にて採択、1986年4月12日中華人民共和國主席令第37号により公布）1987年1月1日より実施。
- 28) 従来 of 会計事務所は国家機関の一部門の支配下に所属していたものを、「脱鉤改制」という改革により、国家機関から分離することとなった意味である。

- 29) 瓊民源事件については、この会社が不動産契約を譲渡するなどの虚偽の契約を結び、借入金を利用して利益の水増しを行い、5.4億元の虚偽の利益を偽造した。また、仲介サービス機構が提出した資産評価報告書と監査報告書には、すべて虚偽なものが含まれていた。報告書の責任者と会計士事務所は証券管理委員会の処罰を受け、2名の公認会計士は刑事処罰を受けた。この事件は、証券市場の初めての詐欺事件であり、これを契機として、企業会計準則—関連企業の開示という具体基準は適時に改正を行った。
- 30) 紅光実業事件は、1997年5月、紅光実業会社は株式を公開発行し、同年6月、上海証券取引所に上場した。しかし、紅光実業会社は上場して半年、巨大な損失が生じていることが判明した。紅光実業会社が上場により調達した資金は計4.1億元であったが、半年後に損失が2億元、三年半の間に累計損失は7億元超過となり、株価は急落した。これに対して、中国証券監督管理委員会が調査し、検察院が捜査した後、提訴に踏みきった。この事件は中国株式市場で最初の詐欺事件とされ、中国の証券市場において「法人に刑を問わない」時代に終止符が打たれたことを象徴する事件とされている。
- 31) 銀広夏事件は、2001年に起こった事件であり、学者達は中国のエンロン事件と呼んでいる。この会社は、1999年から2000年にかけて、会社の輸出の購入・販売の契約書（虚偽な財務資料が100以上あり）を偽造することを通して、7.45億元の巨額な利益を水増しした。担当の公認会計士は、汚職により、毎年保留意見なしの監査報告を提出した。この事件は、当時の中国証券市場の政府が摘出した初めての事件である。会社の4名の責任者と2名の公認会計士は、刑事責任を追及された。監査を担当している公認会計士事務所は、財政部により資格の剥奪を受けた。
- 32) 誰が上場会社に損害請求を求める最初の一人になるか、<http://finance.sina.com.cn>。2002年12月19日、新波財經。
- 33) 法文書〔2001〕第406号の文書により伝達。
- 34) 「1・15通達」の中国語の全文の邦訳は、『最高人民法院の証券市場における虚偽記載により起きた権利侵害の民事紛争事件を受理する関連問題に関する通知』（2002年1月15日）である。「1・15通達」と呼ばれているため、「1・15通達」とも略称する。
- 35) 中国語における名称は『关于审理证券市场因虚假陈述引发的民事赔偿案件的若干规定』である。「1・9規定」の中国語の全文の邦訳は、「最高人民法院の証券市場における虚偽記載による民事賠償責任事件の審理に関する規定」である。通常「1・9規定」と呼ばれているため、「1・9規定」とも略称する。これは、2002年12月26日の最高人民法院審判委員会第1261回会議で決議され、2003年1月9日に公布し、2月1日から施行したものである。
- 36) 李若山、周勤業、余玉苗、李国運、呉聯生など研究者達の議論によるものである。
- 37) Vincent M. O' Reilly, Patrick J. McDonnell, Barry N. Winograd, James S. Gerson, Henry R. Jaenicke, Montgomery's AUDITING, Twelfth Edition, 1998 by Coopers & Lybrand L.L.P. All rights reserved. (訳：中央監査法人『モンゴメリーの監査論』第2版、1998年4月、177頁)。
- 38) 経済環境は、優良企業と中小投資家の利益を保護する環境の形成を指すことである。